平成２１年（フ）第２３１号
茨城県坂東市桐木644番地43
債務者　尾形惠美子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２３２号
茨城県古河市横山町２丁目15番24号　みゆき荘205号
債務者　小林　　博
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２３３号
茨城県下妻市大串715番地
債務者　平賀みち子
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２３４号
茨城県下妻市大串715番地
債務者　平賀　賢二
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２３９号
茨城県筑西市稲野辺416番地５　ニューハイツ25　301、前住所茨城県筑西市辻1246番地１
債務者　細島　　誠
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第８００号
愛知県春日井市勝川町４丁目106番地　プリミエール勝川101号室、住民票上の住所名古屋市守山区永森町134番地　ストーク横地205号
債務者　命苫　輝明
1　決定年月日時　平成21年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８９８号
愛知県小牧市二重堀638―45　サンシャイン都築Ａ棟106、住民票上の住所愛知県春日井市出川町２丁目20番地６　Ｍ＆Ｒ102号
債務者　荒川　友里
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１０９号
愛知県尾張旭市吉岡町１丁目12番地３　フジ建材リース株式会社内、住民票上の住所愛知県一宮市開明字東沼75番地　開明団地２棟101号
債務者　岩田　英利
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１１６号
名古屋市昭和区恵方町２丁目10番地の２　県営恵方住宅412号
債務者　藤原　博和
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１８１号
愛知県小牧市大字北外山2735番地２　県営北外山住宅24棟301号
債務者　東新こと　瀬尾　邦広
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５１２号
愛知県小牧市藤島町梵天59番地
債務者　近藤　貞雄
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５１３号
愛知県小牧市藤島町梵天59番地
債務者　近藤　文代
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０３号
兵庫県姫路市保城181番地３
債務者　山根　直彦
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４２０号
兵庫県姫路市飾磨区上野田３丁目32番地プレステージ姫路上野田Ⅱ―505
債務者　塩本　良一
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４９７号
兵庫県加古川市別府町別府981番地の７、従前の住所兵庫県加古郡播磨町古田２丁目21番６号
債務者　小島　毅彦
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４９９号
兵庫県姫路市宮上町１丁目62番地101号
債務者　細谷　洋介
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５３４号
兵庫県高砂市時光寺町１番９―４号
債務者　南原　克将
1　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部